

番 号 : 150921
国 名 : コンゴ民主共和国
担当部署 : コンゴ民主共和国事務所
案件名 : 市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト(組織能力強化／マネジメント)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 組織能力強化／マネジメント
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年11月下旬から2016年6月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1. 05M/M、現地 2. 67M/M、合計 3. 72M/M
- (3) 業務日数 :
 - 第1回派遣 : 準備期間 3日 派遣期間10日 整理期間3日
 - 第2回派遣 : 準備期間 4日 派遣期間60日 整理期間4日
 - 第3回派遣 : 準備期間 3日 派遣期間10日 整理期間4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 11月11日 (12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>様式 業務実施契約(単独型) 2014年4月以降契約>「業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	組織能力強化
対象国／類似地域	アフリカ / 全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

コンゴ民主共和国（以下、「コンゴ民」）は現在でも紛争地域を抱え、全土に国の統治が及ばず、長引く紛争の影響により限られた財政基盤、非効率な行政機構、膨大な貧困人口を擁する紛争影響国である。同国における治安セクターは、コンゴ民の国家開発戦略である「成長・貧困削減戦略（II）」の戦略的な柱「①ガバナンス強化および平和の定着」において、「国家開発に向けた取組及び他分野の成果達成の条件」と位置付けられ、コンゴ民政府は、「軍」・「警察」・「司法」の3セクターから成る治安セクター改革を、国の最優先課題として国連コンゴ民安定化ミッション（以下、「MONUSCO」）を含む国際社会の支援を得つつ進めている。コンゴ民国家警察（以下、「PNC」）は、警察組織としては1997年に設置され、約11.5万人の人員を有するが、設立時、同国は内戦状態にあったこともあり、PNCは旧国軍兵士、反政府勢力、一般出身の者が混在して構成されており、警察官としての訓練を受けないまま勤務している者が多い。そのため「市民の安全と財産を守る」という使命を十分に全うできていないのが現状である。

警察セクター改革については、政府・ドナー間のプラットフォームとして2007年に設立された「警察改革フォローアップ委員会」および「警察改革五ヶ年行動計画」（2012－2016）（以下、「PAQ」）を通じて進められている。JICAは2004年度よりMONUSCOの警察部門である国連警察（以下、「UNPOL」）からの技術支援のもと、同国の安定化・人道危機への対処の観点から、短期・緊急的性格の支援として短期専門研修、長期基礎研修を含む各種警察研修を直営で実施してきた。2009年度からは、紛争地域を含む東部州で警察研修を開始し、JICAが治安上の理由により渡航できない地域が含まれていたことから、国連開発計画（UNDP）への業務委託を通じて実施した。2014年度には、それまでの10年間の警察協力の見直しを行い、PNCが計画性・自立発展性をもって持続的に人材育成を行えるような協力内容を検討し、UNDPへの委託を終了して、直営の技術協力プロジェクト「市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト」（以下、「プロジェクト」）として再整理のうえ実施することが決定された（2015年3月にR/D署名）。PNCにはその人員の採用から研修、配置、評価に至るまでの人材育成プロセスが確立されておらず、また研修実施にかかる関連部局との調整不全、研修センターの未整備等の問題により、各警察官に対してニーズに合った質と量の研修が実施されていない。これらの課題への対応は、PAQの行動計画の一つとして打ち出されており、2013年末にはPNC内に研修を一次元的に管理する学校・研修総局（以下、「DGEF」）が設置され、2015年度には研修マスタートップランや研修戦略が策定されるなど、一定の枠組みが作られつつある。他ドナーもこの取組に対して協力を行っており、欧州連合（以下「EU」）は、同警察部門出身の専門家を投入し、いまだ総人数が判明していない警察人員の正確な把握を目指した人材データベースの作成や、予算策定能力の強化、研修戦略の策定を支援している。

本プロジェクトではDGEFを主なカウンターパートとして、EUのプロジェクトと連携し、UNPOLからの技術支援を得ながら、先に述べた研修戦略を、具体的な活動レベルに読み込んで実施・検証することを想定している。なお、UNPOLとは技術的連携について2015年4月に覚書を締結済である。本プロジェクトではまた、全国に8か所ある研修センターから「パイロット研修センター」を1箇所選定し、今後、モデルセンターとして機能するようインフラ面・運営面の整備を行う予定である。また、DGEFの組織能力強化を図り、今後PNCが研修の標準型として繰り返し実施できることを想定した「パイロット研修」の計画策定と試行を通じ、研修サイクルをPNC自らの手で確立・運営できるよう支援することも目的としている。2015年度は、ローカルコンサルタントを投入してDGEFの現状確認調査を行い、研修にかかる法規の現状、組織的な課題やインフラの状況を調査した上で、PDMの成果項目と投入項目、活動計画(P0)を具体化する作業を行っている。

7. 業務の内容

本業務は、本プロジェクト長期専門家及びカウンターパート(C/P)と協働してプロジェクトの全体計画を管理・実行し、PNC内関連部局間の連携を図り、他ドナー等外部関係者との協調体制を強化する。また、PNC研修・学校総局および警察研修センターの運営体制の構築を支援しながら、プロジェクトで想定されているパイロット研修への準備を行う。なお、本案件の総括が派遣準備

中で未派遣のため、JICA事務所と相談のもと総括代理としての活動が求められる。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（1回目：2015年11月下旬～12月上旬、2回目：2016年1月、3回目：2016年4月）

【1回目】

- ① プロジェクト関係資料を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- ② プロジェクトの詳細計画策定調査報告書、他ドナーの警察改革分野の協力情報などを収集・分析し、コンゴ民における警察人材育成の現状と課題、動向を把握する。
- ③ 監督職員・プロジェクトチームと協議のうえ、全体作業期間および現地派遣期間中のワークプラン（英文、仮訳添付）を作成し、JICAに提出する。

【2回目～3回目】

- ① 前回派遣の結果を踏まえ、必要に応じてワークプラン見直しを行う。
- ② 必要に応じて追加資料の収集、次回派遣で使用する資料の作成を行う。

(2) 現地派遣期間（1回目：2015年12月、2回目：2016年1～3月頃、3回目：2016年4～5月頃）

【1回目】

- ① プロジェクトチーム・C/Pと協働し、ワークプランの共有および必要に応じて同プランの調整を行う。
- ② PNCの研修に関わる部局間の連携・調整に関する現状把握・確認を行う。
- ③ DGEF／警察研修センターの組織運営にかかる現状把握と課題の洗い出しを行う。
- ④ プロジェクトチーム・C/Pと共に、DGEF／警察研修センターの組織能力（アドミニ）強化にかかるアクションプランを作成し、関係者間で共有する。

【2回目】

- ① C/P・プロジェクトチームと協働で作成したアクションプランに基づき、組織能力強化にかかる活動を実施する。
- ② ①に関連し、DGEFおよび研修センターが利用することのできる各種作業手順マニュアル（決裁プロセス、経理、物品管理等）の策定を支援する。
- ③ PNC部局間、DGEF-研修センター間の連携・調整の向上に資する活動を行う。
- ④ 警察改革セクターにおける他ドナーとの協議を行う。

【3回目】

- ① 組織能力強化にかかる活動を最終化する。
- ② 作業手順マニュアルを最終化し、PNC内の承認を得る。
- ③ 関係者間（ドナー含む）で成果の発表を行う。

(3) 帰国後整理期間（1回目：2015年12月、2回目：2016年3月頃、3回目：2016年5月頃）

3回目派遣後に、専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICAコンゴ民事務所に報告する。第1～2回派遣後については、各回8. に挙げる現地業務結果報告書を作成し、JICAコンゴ民事務所、プロジェクトチーム、C/P機関に提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（英文または仮文3部：JICAコンゴ民事務所、プロジェクトチーム、C/P機関）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容（案）などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書（英文または仮文3部：JICAコンゴ民事務所、プロジェクトチーム、C/P機関）
記載項目は以下のとおり。
 - ①業務の具体的な内容

②業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書（和文3部）

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的な内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ プロジェクト実施上の残された課題
- ⑤ その他：C／Pやプロジェクト専門家と協力して作成したアクションプラン、研修報告、手順マニュアル等を参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空費及び日当・宿泊料等

航空費及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒パリ⇒キンシャサ⇒パリ⇒成田を標準とします。

(2) 一般管理費等の上限加算

コンゴ民に関する業務については、その劣悪な治安状況に鑑み、一般管理費等率の基準（上限）を10%加算します。

(3) CPU登録

本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Privé d'Urgence : CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(CPUに関する説明) <http://www.jica.go.jp/announce/information/20150828.html>

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

1回目：2015年12月、2回目：2016年1～3月頃、3回目：2016年4～5月頃を想定していますが、変更される可能性があります。（コンゴ民への渡航には公用旅券が必要であり、同申請には数週間から1か月程度の時間が必要です）。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・研修計画（業務実施単独型専門家）（ただし公示中のため、派遣時期未確定）
- ・業務調整／研修実施能力向上（長期派遣専門家）

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり（初回のみ）

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳傭上

あり（成果品翻訳含む）

- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
コンゴ民警察内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境あり）

（2）言語について

当国はフランス語が公用語であり、PNCの使用言語および警察ドナー会議使用言語がフランス語である。また、UNPOLやEU等の他ドナー、国際機関との密接な情報共有や高度な調整能力が要求される。このため、英語のみならずフランスができると望ましい。

（3）参考資料

- ①本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
 - ・プロジェクト概要・事前評価表
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/08AF0CEB50550DE749257E1E007A0DB1?OpenDocument&pv=VW02040104>)
- ②本業務に関連する事業の以下の資料がJICAアフリカ部アフリカ第四課（03-5226-8293）にて閲覧可能です。
 - ・プロジェクトPDM
 - ・詳細計画策定調査報告書
 - ・PNC研修戦略
 - ・研修マスターplan

（4）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② コンゴ民国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、コンゴ民事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意してください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③ 業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務においては、年度をまたぐ契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨ぐ現地作業及び国内作業を継続して実施することが出来きます。経費の支出についても、会計年度ごとの精算は必要ありません。

以上